# 青森県報

号外第八十九号

令和八年
十月三十日
（金曜日）


目　次


告　示

○鳥獣保護区の存続期間の更新……（自然保護課）…一

○特定猟具使用禁止区域の指定……（　同　）…二五


## 告　示

### 青森県告示第五百五十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項ただし書の規定により次のとおり天狗鳥獣保護区、百沢鳥獣保護区、水木在家鳥獣保護区、五戸鳥獣保護区、廻堰鳥獣保護区、十美岡鳥獣保護区、大利鳥獣保護区、岩木川河口鳥獣保護区、田光沼鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第九項において読み替えて準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

令和八年十月三十日

青森県知事　宮　下　宗　一　郎

一　1　名称

天狗鳥獣保護区

2　区域

東津軽郡外ヶ浜町字蟹田地内西小国山国有林六二八林班、六二九林班、六三四林班い、ろ（一から二まで）、は、イからハまでの各小班、六三五林班ろ、ほ（一から二まで）、イ（二）の各小班、六三六、六三七林班及び六三九林班い（一と三と五）、ロの各小班の区域一円。（図面は別図一のとおり）

3　存続期間

令和八年十一月一日から
令和二十八年十月三十一日まで

4　保護に関する指針

㈠　鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

㈡　鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、天然ヒバやスギなどの針葉樹林に覆われ豊かな自然環境を呈し、多様な野生鳥獣が生息している。

このため、当該区域を森林鳥獣生息地の保護区として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に引き続き指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

㈢　管理方針

定期的な巡視などにより鳥獣の生息状況を確認し、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定的な生息が図られるよう適切な管理を実施する。

二　1　名称

百沢鳥獣保護区

2　区域

弘前市大字百沢地内主要地方道弘前岳鯵ヶ沢線と市道百沢二号線の交点を起点とし、同点から同市道を北に進み市道百沢杉山線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み俗称後長根歩道との交点に至り、同点から同歩道を南東に進み農道獅子沢九号線との交点に至り、同点から同農道を南東に進み農道一一号線との交点に至り、同農道を南東に進み農道獅子沢五号線との交点に至り、同点から同農道を東に進み県道岩木環状線との交点に至り、同点から同県道を南西に進み主要地方道弘前岳鯵ヶ沢線との交点に至り、同点から同主要地方道を西に進み、起点に至る線で囲まれた区域一円。（図面は別図二のとおり）

3　存続期間

令和八年十一月一日から

令和二十八年十月三十一日まで

4　保護に関する指針

㈠　鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

㈡　鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、岩木山南東山麓の丘陵地で、岩木山神社及び高照神社を中心に樹齢一〇〇年以上のスギ、アカマツ等の林分で形成され、周辺には天然林の広葉樹林もあり、当該区域の上方は国定公園に、また当該区域全体が県立自然公園に指定され、野生鳥獣の生息に適している地域である。

このため、当該区域を森林鳥獣生息地の保護区として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に引き続き指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

㈢　管理方針

定期的な巡視などにより鳥獣の生息状況を確認し、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定的な生息が図られるよう適切な管理を実施する。

三　1　名称

水木在家鳥獣保護区

2　区域

弘前市大字五所地内市道向山五所線と市道大森線の交点を起点とし、同点から同市道を南に進み市道湯口羽根山線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道桜井大森線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道桜井岩波沢線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道向山五所線との交点に至り、同点から同市道を北に進み弘前市大字五所地内の丁字路に至り、同丁字路から西に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。（図面は別図三のとおり）

3　存続期間

令和八年十一月一日から

令和二十八年十月三十一日まで

4　保護に関する指針

㈠　鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

㈡　鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、弘前市の中央部（旧相馬村の北側）に位置し、スギの人工林と天然の広葉樹林で形成され野生鳥獣の生息に適した環境であり、地域の住民及び小・中学校等がレクリエーション及び野鳥観察等に訪れる身近な鳥獣生息地として広く利用されている地域である。

このため、当該区域を身近な鳥獣生息地の保護区として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に引き続き指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

㈢　管理方針

定期的な巡視などにより鳥獣の生息状況を確認し、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定的な生息が図られるよう適切な管理を実施する。

四　1　名称

五戸鳥獣保護区

2　区域

三戸郡五戸町大字上兎内地内の主要地方道橋向五戸線と町道石仏停車場線との交点を起点とし、同点から同町道を南西に進み町道中崎線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道五戸志戸岸線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み町道地蔵平苗代沢線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み町道五戸志戸岸線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み国道四五四号線との交点に至り、同点から同国道を南西に進み町道西ノ沢寺沢線との交点に至り、同点から同町道を西へ進み国道四号との交点に至り、同点から同国道を南西に進み県道浅水南部線との交点に至り、同点から同県道を南西に進み町道上平惣林橋線との交点に至り、同点から同町道を北に進み旧五戸町と旧倉石村との交点に至り、同点から同旧町村界を北西に進み国道四五四号との交点に至り、同点から同国道を西に進み町道石沢一の坪線との交点に至り、同点から同町道を北に進み五戸川右岸との交点に至り、同点から同河川右岸を北東に進み県道五戸六戸線との交点に至り、同点から同県道を南に進み主要地方道橋向五戸線との交点に至り、同点から同主要地方道を東に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。（図面は別図四のとおり）

3　存続期間

令和八年十一月一日から
令和二十八年十月三十一日まで

4　保護に関する指針

㈠　鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

㈡　鳥獣保護区の指定目的

当保護区における森林は、スギを主体とし他にアカマツ、カラマツ等の林分で形成され、広葉樹もある。これらの森林は、当保護区の中央部の農地と北部の市街化地域を取り囲むように成林するとともに、周辺の森林とも連続し一体となって多様な自然環境を造り出しているため、生息する鳥獣の種類も多くなっている。さらに、周辺の森林と連続していることから、生息する野生鳥獣及び渡り鳥にとっても安全に休息できる場所であり、かつ安全に移動できる場所ともなっている。

このため、当該区域を森林鳥獣生息地の保護区として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に引き続き指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

㈢　管理方針

定期的な巡視などにより鳥獣の生息状況を確認し、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定的な生息が図られるよう適切な管理を実施する。

五

1　名称

廻堰鳥獣保護区

2　区域

北津軽郡鶴田町大字廻堰地内町道津軽富士見湖線と県道米山菖蒲川線との交点を起点とし、同点から同県道を東に進み町道廻堰六号線との交点に至り、同点から同町道を東に進み県道米山菖蒲川線との交点に至り、同点から同県道を南東に進み町道間山四号線との交点に至り、同点から同町道を西に進み弘前市と鶴田町の市町界との交点に至り、同点から同市町界を西に進み津軽富士見湖線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。（図面は別図五のとおり）

3　存続期間

令和八年十一月一日から
令和二十八年十月三十一日まで

4　保護に関する指針

㈠　鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

㈡　鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、農業用ため池と周辺の農地が含まれる地域であり、鳥類等の集団渡来地となっている。

このため、当該区域を集団渡来地の保護区として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に引き続き指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

㈢　管理方針

定期的な巡視などにより静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないように留意する。

六

1　名称

十美岡鳥獣保護区

2　区域

十和田市を通る国道四号と市道北野・牛鍵線との交点を起点とし、同点から同市道を北東に進み市道椛沢・芋久保線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み県道洞内立崎線との交点に至り、同点から同県道を北東に進み県道上野十和田線との交点に至り、同点から同県道を南に進み市道立崎・八斗沢線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道八斗沢・牛鍵線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道清水・東栄一号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道高清水・大下内線との交点に至り、同点から同市道を南に進み主要地方道三沢十和田市線との交点に至り、同点から同主要地方道を南西に進み国道四号との交点に至り、同点から同国道を北西に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。（図面は別図六のとおり）

3　存続期間

令和八年十一月一日から
令和二十八年十月三十一日まで

4　保護に関する指針

㈠　鳥獣保護区の指定区分
　身近な鳥獣生息地の保護区
㈡　鳥獣保護区の指定目的
　当該地域は十和田市街地の北東部に位置し、水田、畑等の農用地とスギ造林地、アカマツ林、ニセアカシア等の広葉樹林が混在しており、野生鳥獣の生息・繁殖に適した環境を形成している地域である。
　このため、当該区域を身近な鳥獣生息地の保護区として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に引き続き指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。
㈢　管理方針
　定期的な巡視等により鳥獣の生息状況を確認し、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定的な生息が図られるよう適切な管理を実施する。

七
1　名称
　大利鳥獣保護区
2　区域
　下北郡東通村大字大利地内の県道関根蒲野沢線と村道大利浜ノ平線との交点を起点とし、同点から同村道を南東に進み通称中平農道との交点に至り、同点から同農道を北西に進み同村とむつ市との市村界との交点に至り、同点から同境界との交点を北東に進み県道関根蒲野沢線との交点に至り、同点から同県道を東に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。（図面は別図七のとおり）
3　存続期間
　令和八年十一月一日から
　令和二十八年十月三十一日まで
4　保護に関する指針
㈠　鳥獣保護区の指定区分
　森林鳥獣生息地の保護区
㈡　鳥獣保護区の指定目的
　当該地域は、ミズナラ、コナラ等の広葉樹及びスギ、クロマツの人工林などを主体とする森林に湿地帯が存在するなど、自然環境の変化に富んでおり、野生鳥獣の生息に適した地域となっている。
　このため、当該区域を森林鳥獣生息地の保護区として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に引き続き指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。
㈢　管理方針
　定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないように留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

八
1　名称
　岩木川河口鳥獣保護区
2　区域
　北津軽郡中泊町大字田茂木地内県道富萢薄市線と岩木川右岸堤防との交点を起点とし、同点から同県道を西に進みつがる市地内同県道と岩木川左岸堤防との交点に至り、同点から同左岸堤防を北西に進み同市と五所川原市の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み同境界と、五所川原市と中泊町の境界及びつがる市と中泊町の境界との交点に至り、同点から五所川原市と中泊町の境界を北東に進み岩木川右岸堤防との交点に至り、同点から同右岸堤防を南東に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。（図面は別図八のとおり）
3　存続期間
　令和八年十一月一日から
　令和二十八年十月三十一日まで
4　保護に関する指針
㈠　鳥獣保護区の指定区分
　希少鳥獣生息地の保護区
㈡　鳥獣保護区の指定目的
　当該地は、岩木川河口部の河川敷地となっており、スゲ、ヨシ類の湿地性植物の生育している場所であり、国内希少鳥類であるオオセッカをはじめ、湿地性鳥類及び多くの水鳥が生息している地域である。
　このため、当該区域を希少鳥獣生息地の保護区として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に引き続き指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

㈢　管理方針

定期的な巡視などにより静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないように留意する。

九

1　名称

田光沼鳥獣保護区

2　区域

つがる市下牛潟町地内主要地方道屏風山内真部線と山田川左岸との交点を起点とし、同点から同県道を南東に進み田光沼東側堤防に至り、同点から同堤防を南西に進み市道下牛潟十三号線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み山田川左岸堤防に至り、同点から同堤防を北東に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。（図面は別図九のとおり）

3　存続期間

令和八年十一月一日から

令和二十八年十月三十一日まで

4　保護に関する指針

㈠　鳥獣保護区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

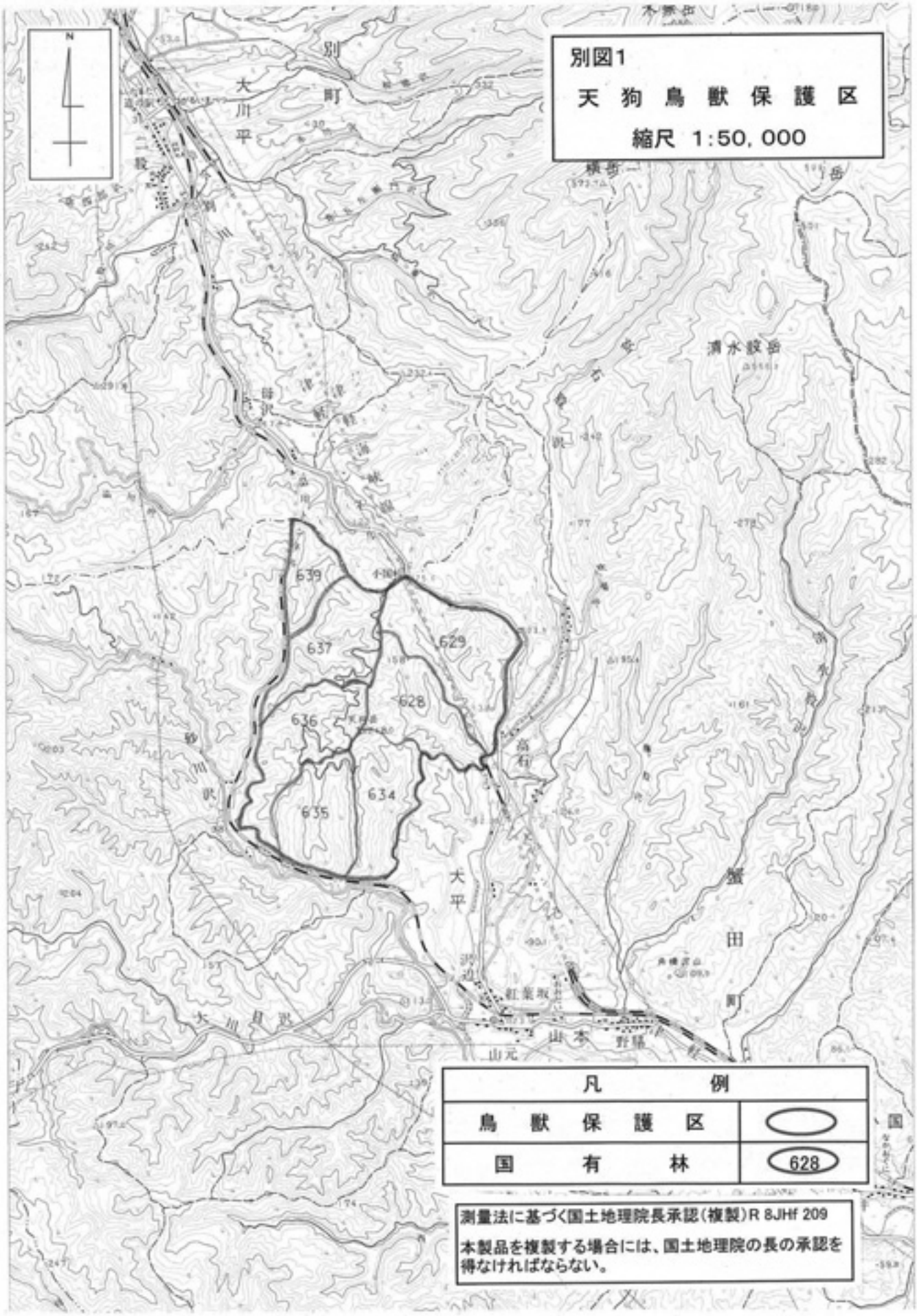
㈡　鳥獣保護区の指定目的

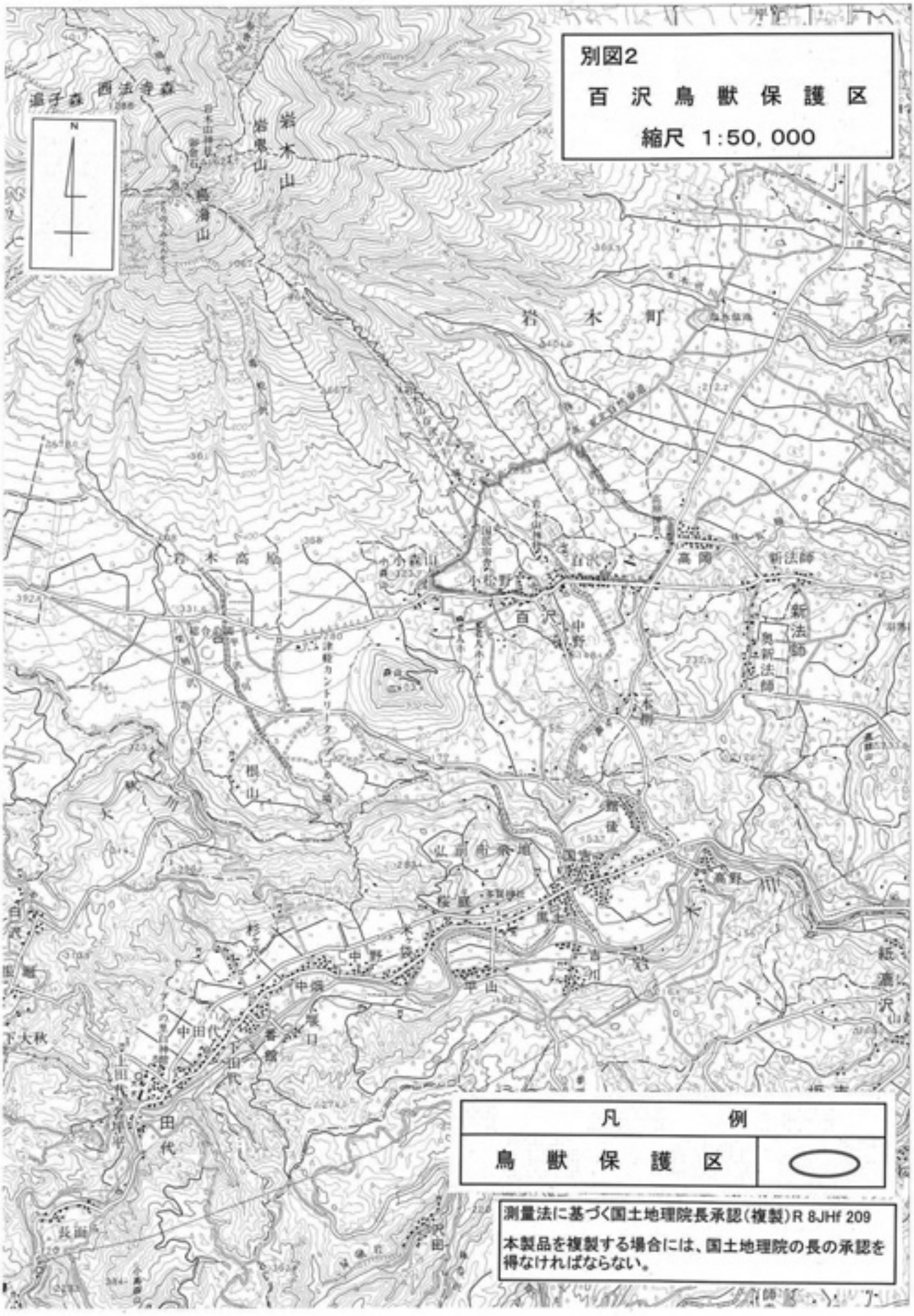
当該地域は、国内希少鳥類であるオオセッカの生息地として知られている地域であり、鳥類の生息及び繁殖に良好な環境を形成している地域である。

このため、当該区域を希少鳥獣生息地の保護区として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に引き続き指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

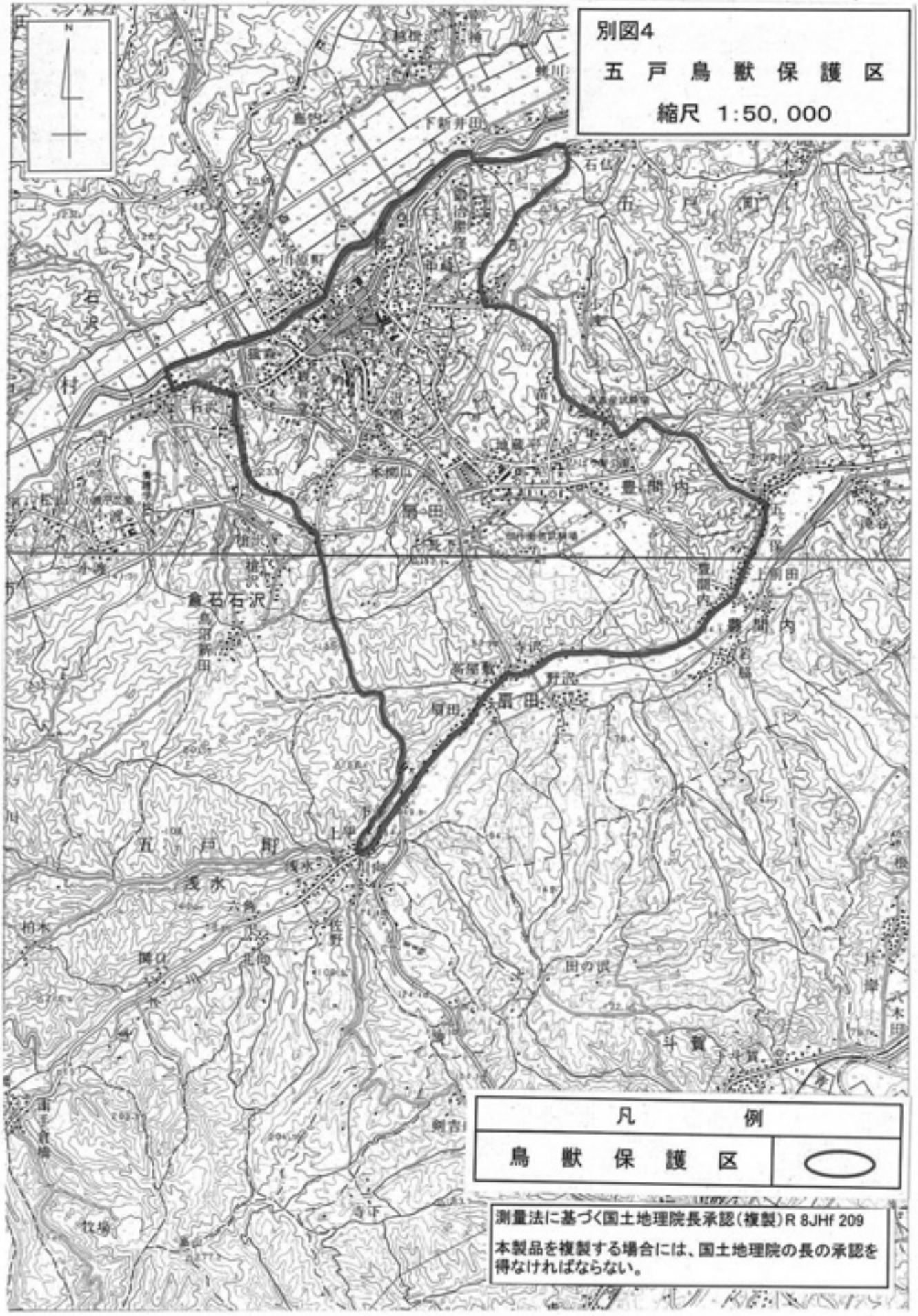
㈢　管理方針

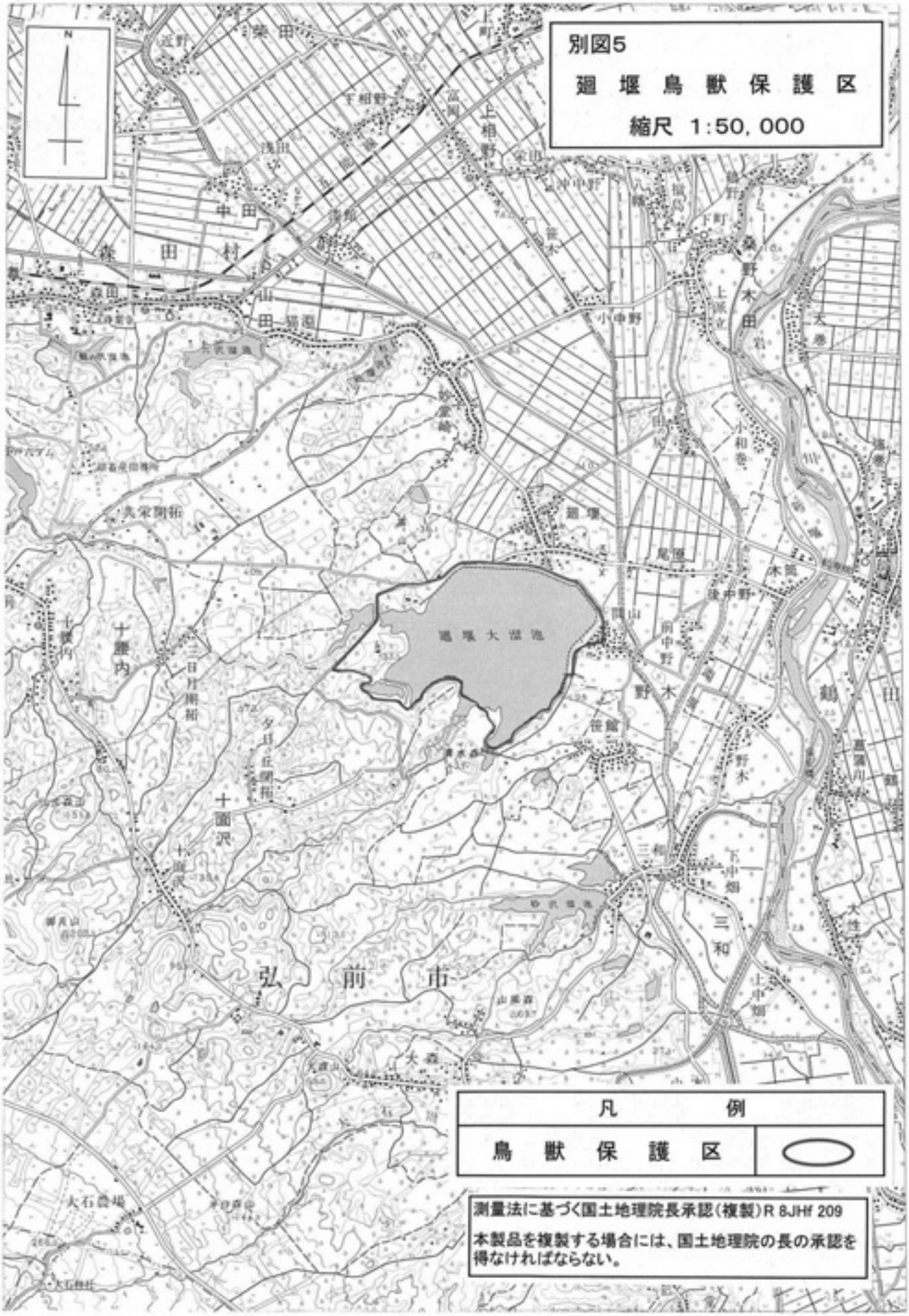
定期的な巡視などにより静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないように留意する。

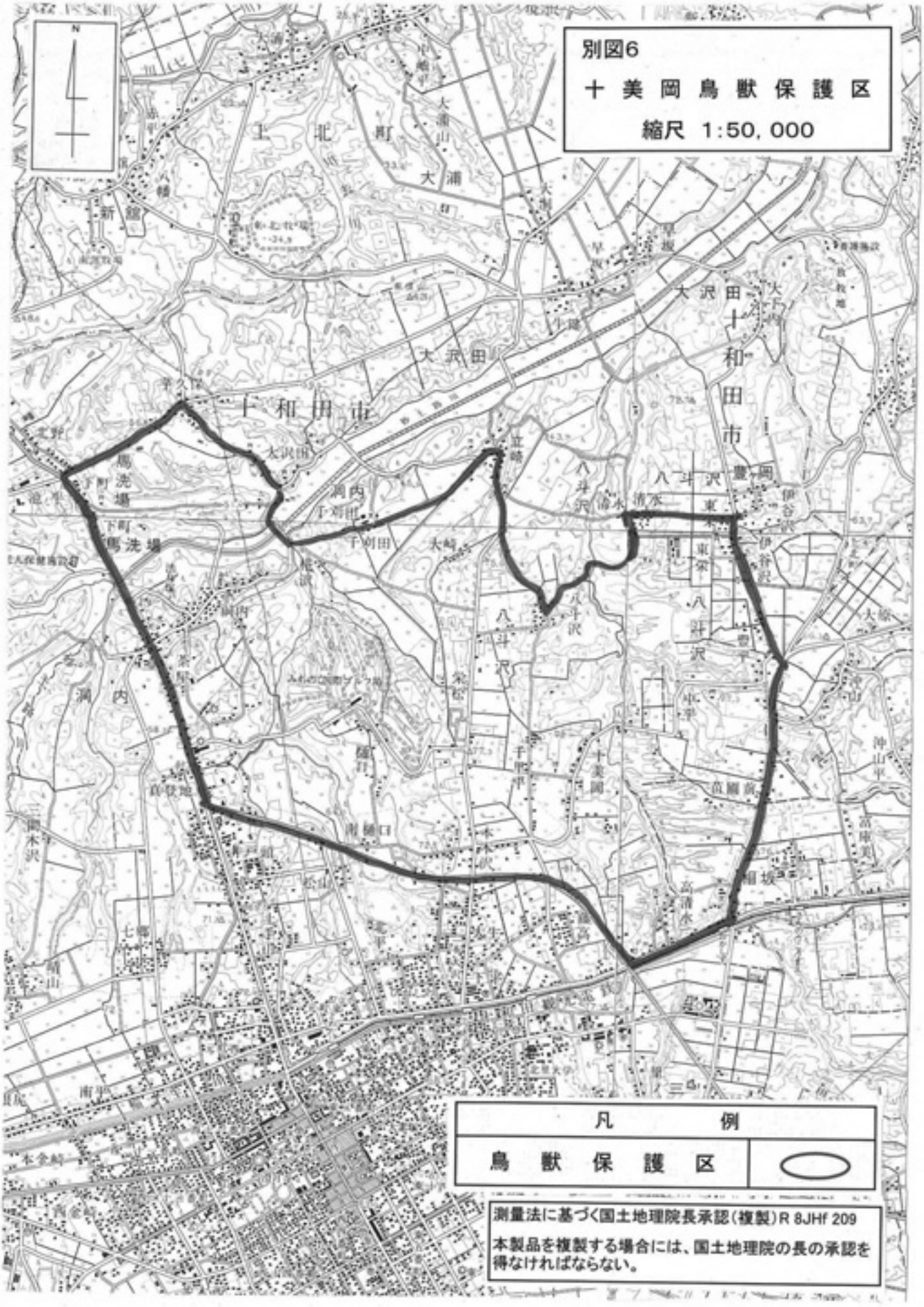

別図1
天狗鳥獣保護区
縮尺 1:50,000
N
別町
大川平
清水鉢岳
639
637
629
628
636
634
635
高石
犬平
蟹田
凡例
鳥獣保護区
国有林
628
測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 8JHf 209
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

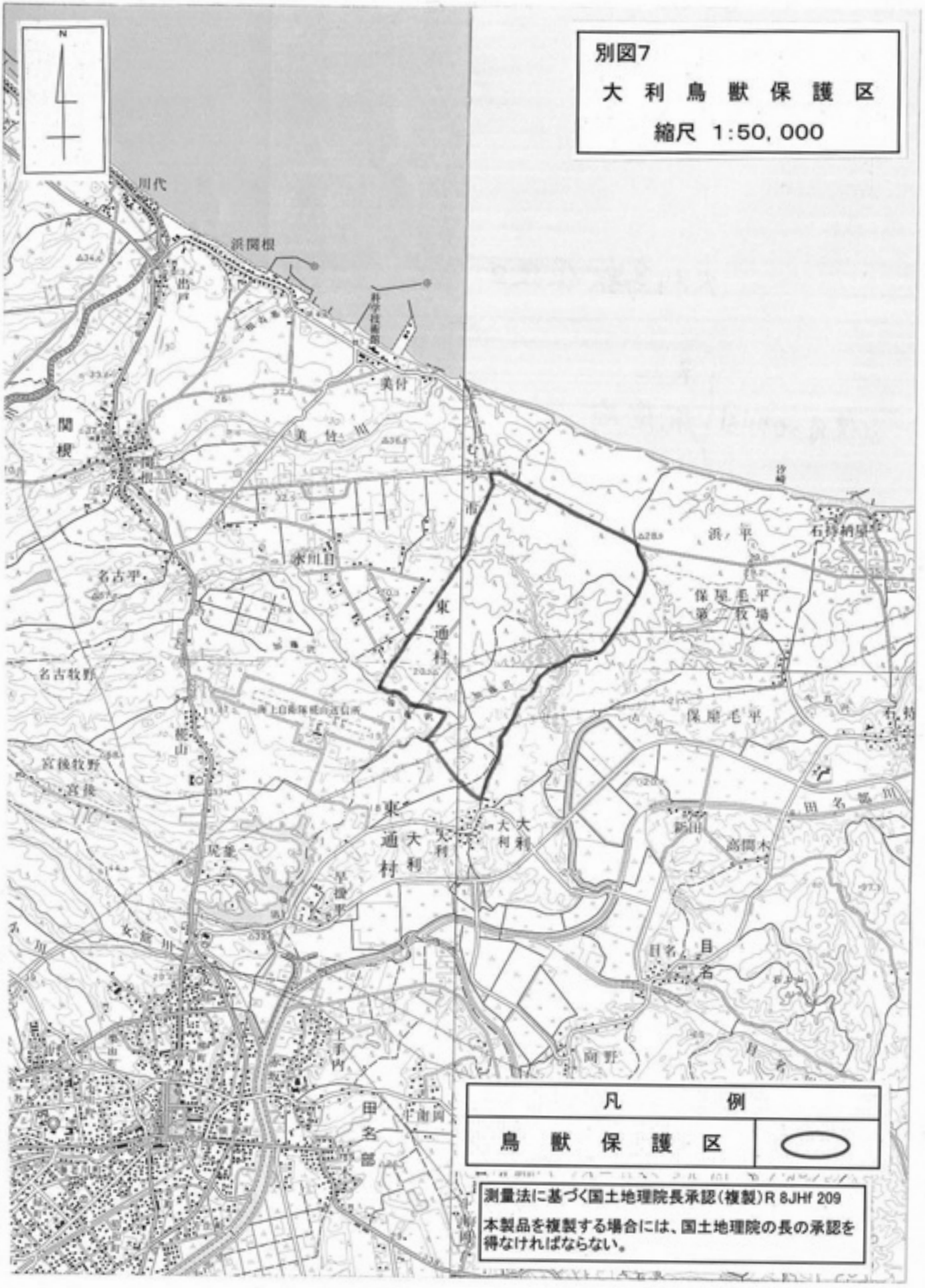

別図2
百沢鳥獣保護区
縮尺 1:50,000
N
岩木山
岩木町
百沢
新法師
凡例
鳥獣保護区
測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 8JHf 209
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。


別図3
水木在家鳥獣保護区
縮尺 1:50,000
N
凡　例
鳥　獣　保　護　区
測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 8JHf 209
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

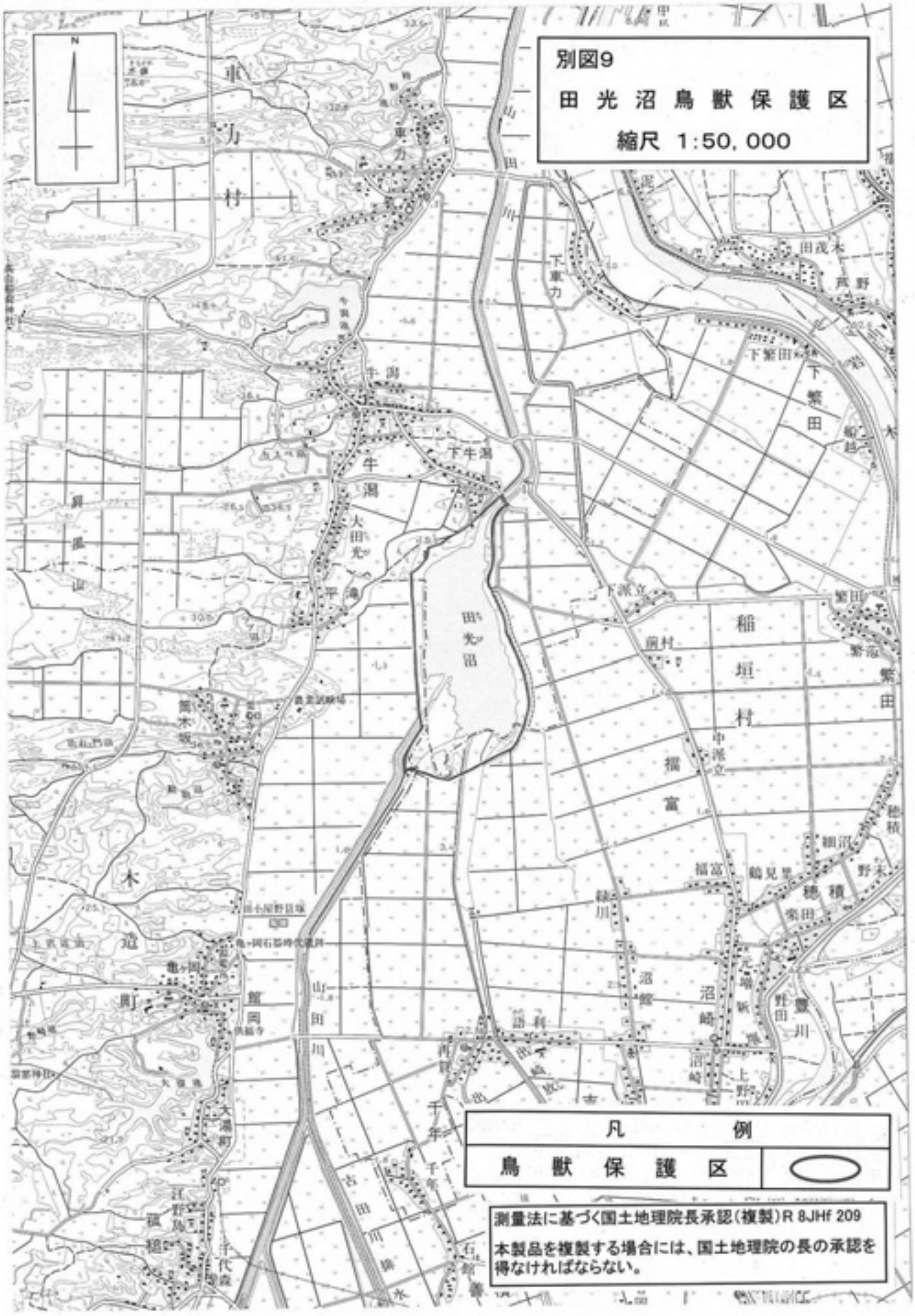

別図4
五　戸　鳥　獣　保　護　区
縮尺　1:50,000
凡　例
鳥　獣　保　護　区
測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 8JHf 209
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。


別図5
廻堰鳥獣保護区
縮尺 1:50,000
N
廻堰大溜池
凡例
鳥獣保護区
測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 8JHf 209
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。


別図6
十美岡鳥獣保護区
縮尺 1:50,000
凡例
鳥獣保護区
測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 8JHf 209
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。


別図7
大利鳥獣保護区
縮尺 1:50,000
N
凡例
鳥獣保護区
測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 8JHf 209
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。
川代
浜関根
関根
美付
美笹川
名古平
名古牧野
宮後牧野
宮後
東通村
大利
保屋毛平
保屋毛平第一牧場
石持納屋
浜ノ平
田名部
高間木
目名
向野
上手内
下前岡
甲名部


別図8
岩木川河口鳥獣保護区
縮尺 1:50,000
十三湖
つがる市
十三湖
市浦村
岩木川
凡例
鳥獣保護区
測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 8JHf 209
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。


別図9
田光沼鳥獣保護区
縮尺 1:50,000
凡例
鳥獣保護区
測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 8JHf 209
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

## 青森県告示第五百五十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第十二項において読み替えて準用する同法第三十四条第三項の規定により公示する。

令和八年十月三十日

青森県知事　宮　下　宗　一　郎

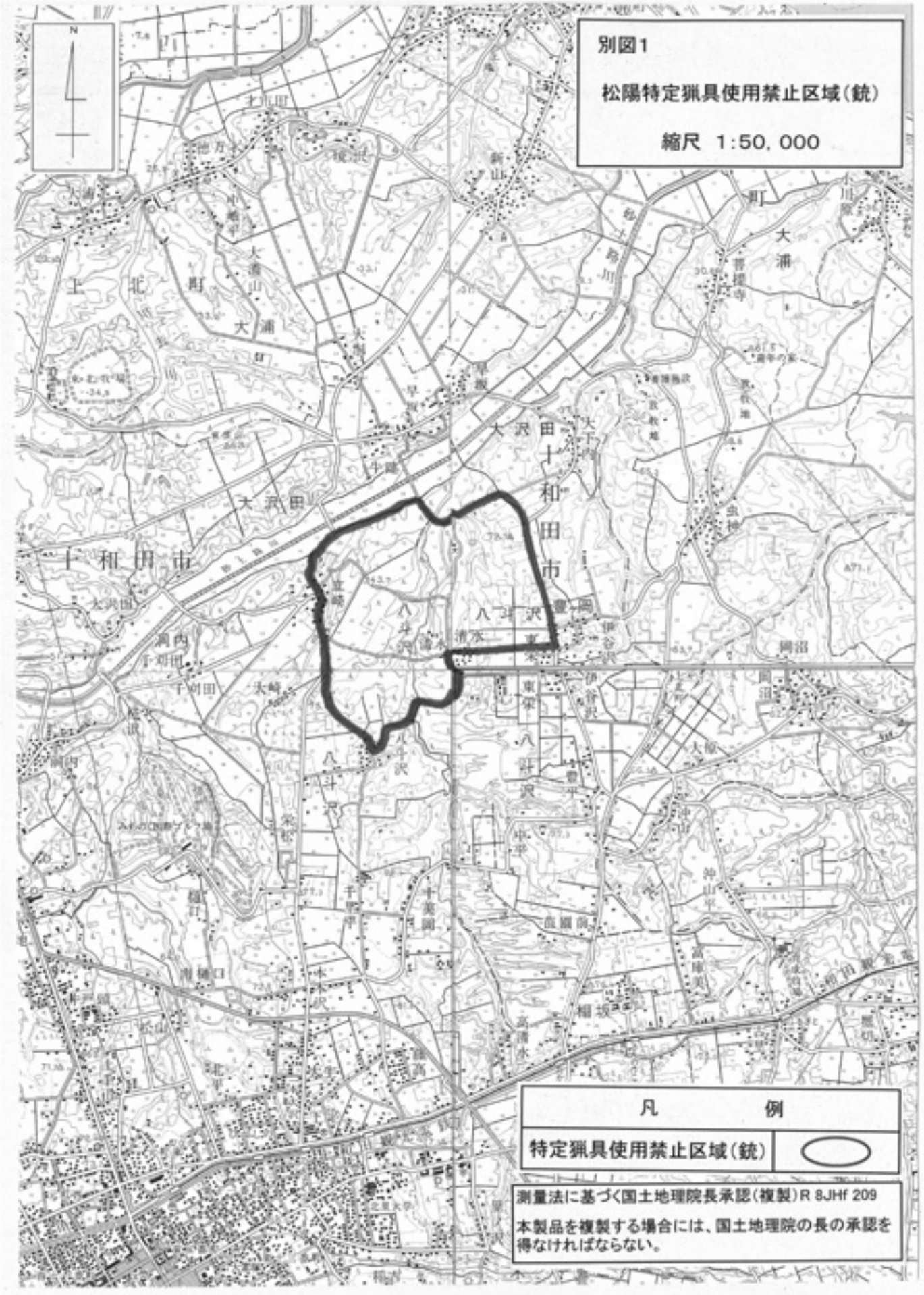
一　1　名称
　松陽特定猟具使用禁止区域（銃）
　2　区域
　十和田市大字八斗沢字八斗沢地内の市道八斗沢牛鍵線と市道立崎八斗沢線との交点を起点とし、同点から同市道を北西に進み県道上野十和田線との交点に至り、同点から同県道を北に進み農道砂土路五号線との交点に至り、同点から同農道を北東に進み市道八斗沢牛鍵線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道大下内松陽小学校線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道大下内早坂線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道高清水・大下内線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道清水・東栄一号線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道八斗沢牛鍵線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。（図面は別図一のとおり）
　3　存続期間
　令和八年十一月一日から
　令和十八年十月三十一日まで
　4　禁止に係る特定猟具の種類
　銃

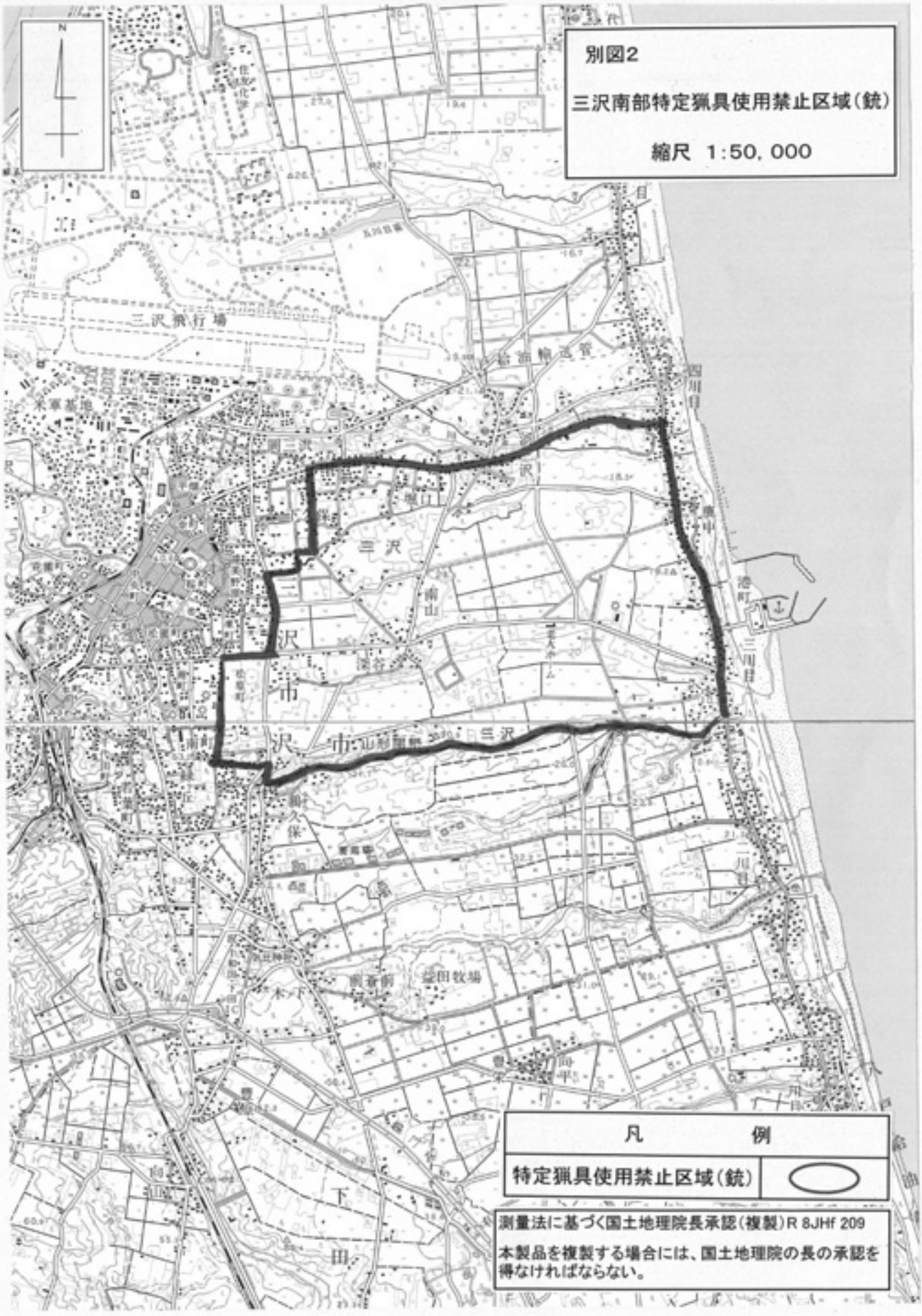
二　1　名称
　三沢南部特定猟具使用禁止区域（銃）
　2　区域
　三沢市南町地内の三沢市とおいらせ町との市町村界と市道南町・松原線との交点を起点とし、同点から同市道を西に進み市道一〇二号線との交点に至り、同点から同市道を北に進み県道大町三沢線との交点に至り、同点から同県道を東に進み市道岡三沢・下田線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道堀口五号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道三二五号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道三三一号線との交点に至り、同点から同市道を北に進み同市道、市道三七三号線及び市道三七四号線を経て、主要地方道三沢・十和田市線との交点に至り、同点から同主要地方道を東に進み国道三三八号との交点に至り、同点から同国道を南に進み三沢市とおいらせ町との市町界の交点に至り、同点から同市町界を西に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。（図面は別図二のとおり）
　3　存続期間
　令和八年十一月一日から
　令和十八年十月三十一日まで
　4　禁止に係る特定猟具の種類
　銃

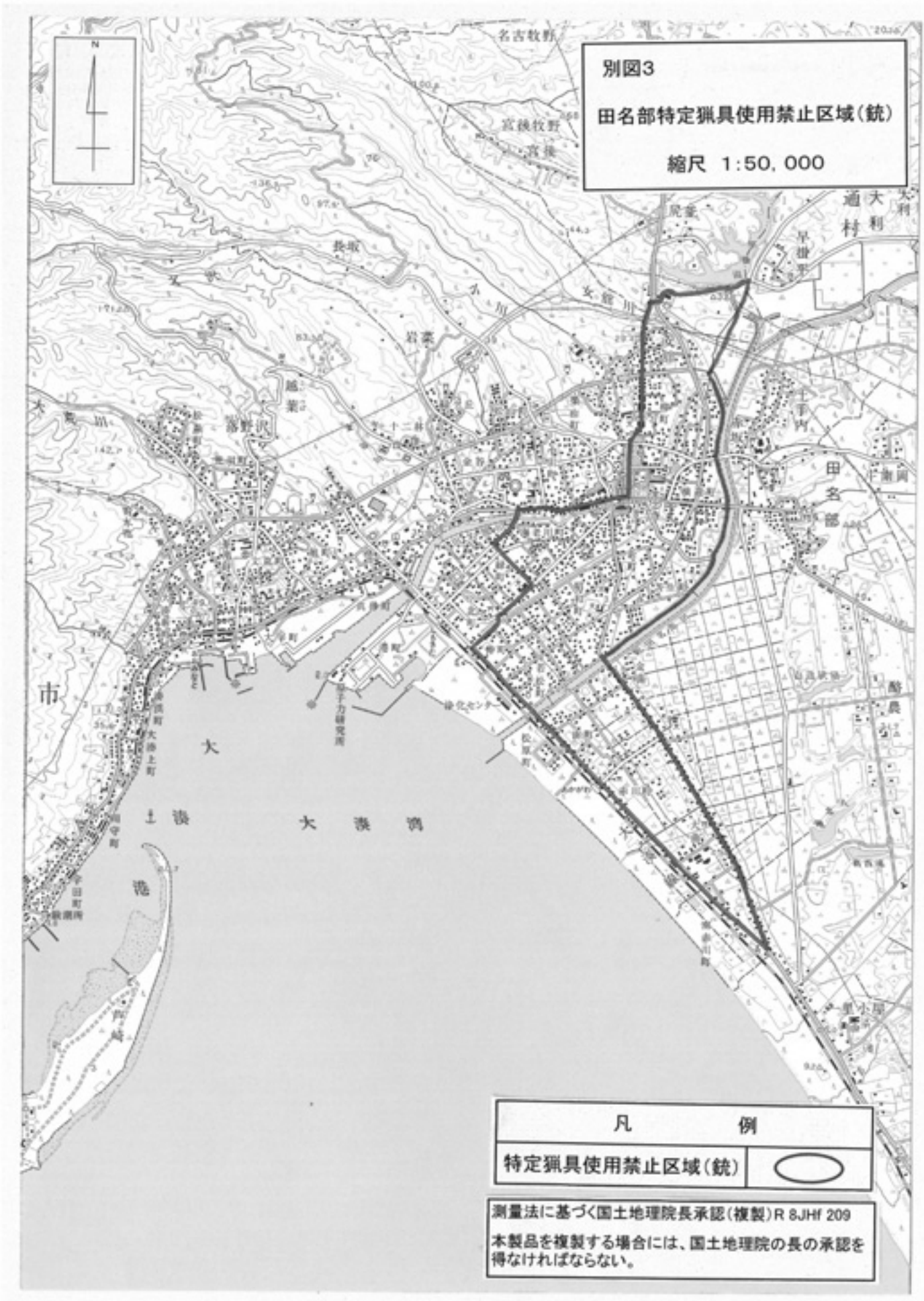
三　1　名称
　田名部特定猟具使用禁止区域（銃）
　2　区域
　むつ市大字田名部字小平館地内国道二七九号線と市道田名部大利線との交点を起点とし、同点から同市道を東に進み旧下北交通大畑線との交点に至り、同点から同線を南西に進み女舘川右岸との交点に至り、同点から同河川の右岸を南東に進み田名部川右岸との交点に至り、同点から同河川の右岸を南に進み新田名部川右岸分岐点に至り、同点から同河川の右岸を南西に進み国道二七九号線との交点に至り、同点から同国道を南東に進み県道赤川下北停車場線との交点に至り、同点から同県道を北西に進み市道下北停車場線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み県道海老川新町線との交点に至り、同点から同県道を北西に進み市道金谷緑町線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み国道三三八号線との交点に至り、同点から同国道を東に進み国道二七九号線との交点に至り、同点から同国道を北に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。（図面は別図三のとおり）
　3　存続期間
　令和八年十一月一日から
　令和十八年十月三十一日まで

4　禁止に係る特定猟具の種類

銃


別図1
松陽特定猟具使用禁止区域（銃）
縮尺　1:50，000
N
凡　例
特定猟具使用禁止区域（銃）
測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 8JHf 209
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。


別図2
三沢南部特定猟具使用禁止区域（銃）
縮尺　1:50，000
N
三沢飛行場
米軍基地
三沢市
三沢
凡　例
特定猟具使用禁止区域（銃）
測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 8JHf 209
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。


別図3
田名部特定猟具使用禁止区域（銃）
縮尺　1:50,000
N
凡　例
特定猟具使用禁止区域（銃）
測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 8JHf 209
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。
大湊湾
大湊港
田名部
大利
通村
名古牧野
宮後牧野
長坂
岩菜
落野沢
女館川
尻屋
早掛平
下内
下新岡
酔長
松原町
金谷町
緑化センター
大湊上町
宇田町
新町
静町
港町
築山町
里小屋

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青　森　県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚ニ付二十四円九十五銭